

# 山陽新聞社著作物使用申請書

株式会社山陽新聞社殿

[申請者] 住所〒 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
担当者名 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_  
電子メール \_\_\_\_\_

山陽新聞紙面及び出版物、ホームページに掲載された下記の記事・写真について、「使用許諾条件（骨子）」の履行を確約の上、使用の申し込みをします。

## 記

- (1) 使用希望著作物の見出し、掲載日（出版物の場合は書籍名、発刊年など）

\_\_\_\_\_ 年 月 日付 朝刊・夕刊 頁 記事・写真  
\_\_\_\_\_ 年 月 日付 朝刊・夕刊 頁 記事・写真  
\_\_\_\_\_ 年 月 日付 朝刊・夕刊 頁 記事・写真

- (2) 使用目的、方法

\_\_\_\_\_ 転載・展示・引用・その他（ \_\_\_\_\_ ）

- (3) 発行予定刊行物名： \_\_\_\_\_ 発行部数： \_\_\_\_\_ 部 販売単価： \_\_\_\_\_ 円

- (4) 備考 \_\_\_\_\_

## 使用許諾条件（骨子）

- 「山陽新聞社提供」または「山陽新聞社刊『〇〇（書籍名）』から」を明示し、上記の目的以外に使用しないこと。
- 著作物の内容（文章およびイラストなど）を変更しないこと。
- 使用は申請目的1件につき1回限りとする。
- 使用にあたっては、山陽新聞社並びに第三者等の不利益にならないように十分配慮すること。
- 複製物または転載刊行物1部を山陽新聞社に寄贈すること。
- 使用は原則として有料とする。料金は別途定めた基準による。
- 許可した後、使用しなかった時は、著作物提供手数料が発生する場合がある。
- 原則として事件・事故や裁判関連記事は許可しない。その他使用目的によって許可しない場合がある。
- その他、山陽新聞社の指示に従うこと。

## 申請時の注意

- 当申請書にご記入の上、使用形態がわかる文書等、**切手を貼付した返信用封筒**を同封して郵送にてお願いします。
- 郵送が原則ですが、お急ぎの時はFAXで**仮受付**をいたします。その場合、後日申請書等を郵送してください。

◇申請書の送り先

〒700-8534 岡山市北区柳町2-1-1 山陽新聞社読者局知財事業部（著作権担当）  
TEL 086-803-8094 FAX 086-803-8195